明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○供託規則の一部を改正する省令（法務四八）　一

〔告　示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（総務三五六～三六一）　二
○平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区における名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件（中央選挙管理会九）　三
○除籍の一部が滅失した件（法務五〇六）
○原戸籍の一部が滅失した件（同五〇七）
○日本国に帰化を許可する件（同五〇八）
○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊に関連する環境の管理の分野における協力に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の署名及び効力発生に関する件（外務三五一）　四
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱの一部を改正する件（厚生労働四二一）　七
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（同四二二）　八
○雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準を定める件の一部を改正する件（同四二三）　八
○保安林の指定をする件（農林水産二二三八～二二五三）　一〇
○航路標識に関する件（海上保安庁七一）　一〇
○道路に関する件（関東地方整備局三五三）　一〇
○道路に関する件（北陸地方整備局一一三、一一四）　一〇
○道路に関する件（中国地方整備局一〇五）　一〇

〔国会事項〕

労働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一〇
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（同）　一〇

〔公　告〕

諸事項
官庁
公認会計士懲戒処分、押収物還付関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
会社その他　一〇

〔人事異動〕

内閣　一〇

〔皇室事項〕

官庁事項　一〇

〔官庁報告〕

丸川珠代（本名　大塚珠代）国務大臣（環境大臣及び内閣府特命担当大臣）の名前の件（内閣官房）　一〇

省令

○法務省令第四十八号

供託規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月九日

法務大臣　岩城　光英

供託規則の一部を改正する省令

供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「（磁気ディスク」の下に「をもつて調製した記録及び電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）」を加え、同項第九号中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　第二十一条の二第四項の書面　当該書面の作成をした年度の翌年度から十年

第十三条の三の見出し、同条第一項及び第二項中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

第二十一条の二第一項中「書面」の下に「又は当該事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を、「提出し」の下に「又は送信し」を加え、同項後段を削り、同条第二項中「書面」の下に「又は電磁的記録」を、「提出」の下に「又は送信」を加え、同条に次の一項を加える。

4　供託官は、第一項の電磁的記録の送信を受けたときは、これに代わるものとして保存すべき書面を作成しなければならない。

第二十三条の二第一項中「八日前」を「三日前」に改め、同条第二項中「休日」の下に「及び行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日」を加える。

第四十条第二項中「電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を削る。

附　則

この省令は、平成二十七年十月十三日から施行する。